

食品製造事業者のための食品リサイクル肥料使用農産物加工食品生産、登録、マーク使用に関するガイドライン

第1 目的

食品リサイクル法を推進し、循環型社会の形成や環境保全に貢献するために、食品リサイクル肥料使用農産物を用いて生産される加工食品を社会全体が認識できるようにすることが必要である。

このため、本ガイドラインは、食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物を使用した加工食品に関する指針、SEICAへの登録方法に関する指針、識別マークの使用に関する指針を定めるものである。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、食品リサイクル法、肥料取締法並びに食品リサイクル肥料認証制度実施要綱、食品リサイクル肥料認証制度実施要領に用いられているものの定義と同様とする。

第3 食品リサイクル肥料使用農産物加工食品に関する指針

加工食品を生産する際に、認証された食品リサイクル肥料使用農産物を一定以上用いて生産される加工食品を食品リサイクル肥料使用農産物加工食品と呼称することができるものとする。食品リサイクル肥料使用農産物加工食品として必要な食品リサイクル肥料使用農産物の最低使用量は5%とし、食品リサイクル肥料使用農産物が最低使用量以上含まれている製品は食品リサイクル肥料使用農産物加工食品と呼称することができるものとする。

第4 SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の登録に関する指針

第3により食品リサイクル肥料使用農産物加工食品と呼称する場合は、SEICA（青果ネットカタログ）へ登録するものとする。

1 SEICA への登録手順

- (1) SEICA（青果ネットカタログ）<http://seica.info> にアクセスし、「カタログ制作者」としての登録を行う。氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを入力すると「仮パスワード」が発行される。「仮パスワード」はログイン画面の【パスワードの変更】で管理しやすいパスワードに変更する。
- (2) 【カタログ制作】タブの【ログイン画面】をクリックし、メールアドレス、パスワ

ードを入力し、【商品情報の登録・編集】画面に入る。

- (3) 【生産物情報】を登録する。[必須項目]は必ず記入する。認証の有無については【あり】を選択し、【認証機関等】に食品循環資源由来肥料認証制度、認証機関名(財団法人日本土壌協会)、使用した食品リサイクル肥料使用農産物が生産される時に使用された認証肥料の認証番号を記入する。
- (4) 【詳細項目の記入】をクリックし、【そのほかの装置や資材】の【なまえ】には使用した食品リサイクル肥料使用農産物の名称、【メーカー】には食品リサイクル肥料使用農産物生産者の名前、【使用目的】には食品リサイクル肥料使用農産物であること、【内容】には食品リサイクル肥料使用農産物カタログ番号、使用割合等の詳細を記入する。
- (5) 【生産者情報】を登録する。[必須項目]には必ず記入する。
- (6) 【出荷情報】を登録する。[必須項目]には必ず記入する。
- (7) 登録作業が終了するとカタログ No が発行される。
- (8) 商品の登録・編集【一覧画面】で「公開」ボタンをクリックし、登録情報を青果ネットカタログ上に公開する。

2 情報の登録、更新、編集

- (1) SEICA への商品登録は、カタログ制作者登録した本人が行い、パスワードは他者への譲渡を禁止されている。
- (2) SEICA システムの信用を損ない、検索閲覧利用者の不利益につながるような商品の虚偽情報や誇張表現は、固く禁じられている。また虚偽や誇張した情報入力に関しては、アクセスログの履歴から当事者を特定し、利用を制限したり、法的手段に訴えられることがある。
- (3) 登録される情報は、すべて公開し、誰に対しても開かれていることを原則とする。外に漏れると差し障りのある情報、守秘義務のある情報、著作権や肖像権があり他に利用されると困る情報は登録しない。
- (4) SEICA 利用により不利益が生じた場合、SEICA の所有者である(財)食品流通構造改善促進機構及び開発協力者である(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所、農林水産研究計算センター(農水省)は責任を負わない。
- (5) 登録したカタログは「最終更新日+1年間」が有効期限として自動的に記載される。必ず年に1回以上の更新作業を行うとともに不要な商品は非公開に設定する。(更新しないと有効期限が切れた表示になるとともに、場合によっては削除される。)

第5 食品リサイクル肥料使用農産物加工食品への識別マーク使用に関する指針

第3により生産された食品リサイクル肥料使用農産物加工食品で、第4により **SEICA** に登録してカタログ番号を取得した食品リサイクル肥料使用農産物加工食品には、食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マークを使用することができる。食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マーク使用の手順は以下の通りとする。

- (1) 認証機関のホームページにアクセスし、認証番号照合システムに食品リサイクル肥料使用農産物生産に使用された肥料の認証番号を入力する。
- (2) 肥料認証番号がデータベース上の管理番号と一致すれば、使用コンピュータ上に識別マークを背景画像としたラベル印刷ソフトがダウンロードされる。
- (3) 「食品リサイクル肥料使用農産物加工食品ラベル印刷ソフト」を起動し、**SEICA** のカタログ番号（8桁）と品名を記入し、プリンターで印刷する。
- (4) 印刷したラベルは食品リサイクル肥料使用農産物加工食品や食品リサイクル肥料使用農産物加工食品を包装した箱等に貼付して出荷することができる。
- (5) (3)により印刷される画像は、輸送箱等への直接印刷、テープへの印刷、フィルム印刷、スタンプ印刷等により利用することもできるものとする。
- (6) 第3の食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の生産に関する指針または第4の **SEICA** への食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の登録に関する指針から逸脱する場合は、食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マークは使用できないものとする。

第6 食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の表示について

第3により生産された食品リサイクル肥料使用農産物加工食品に食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マークを使用する場合は、加工食品品質表示基準第5条に規定される特色ある原材料を使用した旨を表示する場合に該当するため、加工食品の容器または包装に表示すべき原材料表示について、該当する原材料表示に近接して括弧を付してその内容（食品リサイクル肥料使用農産物）と使用割合（%）を表示する。